

憲法記念日にあたり、日本国憲法について考える

開倫塾

塾長 林 明夫

1. おはようございます。開倫塾塾長の林明夫です。今朝も「開倫塾の時間」をお聴きいただき、ありがとうございます。今日は、この「開倫塾の時間」にとって大切な日、令和時代の最初の放送日ですので、ぜひお聴きいただければありがたいです。
2. さて、昨日5月3日は憲法記念日でした。日本国憲法が施行された日として非常に大切な日ですので、今日は日本国憲法について少しお話をさせていただきます。
3. 私は中学生の頃から社会科が大好きでした。中学3年生のときの政治経済の授業で、日本には日本国憲法というものがあることを知りました。高校3年生のときの政治経済の授業では、日本国憲法の中身を詳しく学びました。当時の政治経済は、現在の中学校では公民、高校では現代社会にあたります。公民は中学3年で、現代社会は高校1年で学習します。この2つの科目で日本国憲法について勉強し、高校2年の倫理社会という科目で政治の基本的な考え方・憲法や社会についての考え方を少し深く学びます。そして、高校3年の政治経済という科目で日本国憲法に関するさらに詳細な内容を学びます。このように、中学校と高校のプログラムは非常にバランスよく作られています。
4. 私は、大学では法学部に入り、憲法の勉強ばかりしていました。それほど憲法は大好きです。ただ、未だに勉強が足りないことはよくわかっていますので、今も勉強を続けています。
5. ところで、日本国憲法は施行されて今年で72年目に入ります。戦後の廃墟・窮乏の生活から立ち上がってきた日本国民は、この憲法を大切にしながら今まで過ごしてきました。ただ、現代はグローバル化・デジタル化・ソーシャル化など様々な社会の激しい変化によって、人類が未だかつて経験したことのないようなスケールとスピードで世界が急激に変わろうとしています。そのような中で、国の形を示す法規範である憲法をどのように考えたらよいのかという非常に多くの議論があります。
その際に一番大事なことは、憲法に対する基本的な考え方を自分自身でもよく勉強し、国民全員でもよく勉強することだと思います。そして、もし憲法改正をするのであれば、どのような観点からすればよいのか・しないのであれば、どうしたらよいのかを考えるとよいのではないかと思います。

6. そこで、基礎に返って、日本国憲法について少しお話しします。私は、一番大切なのは13条だと考えます。ここには、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と規定されています。つまり、憲法は、行政を担う方や政府が守らなければいけないものとしてある訳ですね。

憲法の名宛人という議論、憲法は誰に向けて書かれたのかという議論があります。これは、日本国憲法にも示されているように、国の権力を持つ方、特に政治を行う方に向けて書かれたものです。ですから、憲法を一番守らなければいけないのは政府です。

7. 国民一人ひとりが国を動かす訳にはいきません。そこで、憲法で国の機関を定め、それぞれに国を治める仕組み・統治の仕組みを決めています。そうして国家権力を制限し、個人の権利・自由を守るようにしています。例えば、立法、法律を作ることは国会に、司法、裁判をすることは裁判所に、行政、国を治めることは内閣や地方自治体に任せるというように、いろいろな国を治める仕組み、統治のしくみを定めたのが憲法です。

8. その目的は、先程お話ししましたが、憲法13条にあるように、個人として尊重されて、生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利を守ることです。そのために、立法は国会に、司法は裁判所に、行政は内閣や地方自治体に任せる仕組みになっています。ですから、これを一番大事なこととして、大切にしたいほうがいいんじゃないかと私も思います。これは、憲法を考えている方は誰でも考えていることです。また、政府も与党の方も野党の方も反対する方は誰もいませんので、大切にしたいと思います。

9. ところで、日本国憲法には根幹となる3つの考え方、原理があります。中学生も高校生も知っていることですが、1つは国民主権です。これは、政治のあり方を最終的に決める権限(主権)は国民にあるという原理です。2つ目は、基本的人権の尊重で、3つ目は平和主義です。これが日本国憲法の三大原理といわれるものです。

では、人権とは何でしょうか。私は、人が人たることに基づいて、当然に保有する権利のことをいうと思っています。人権には、いろいろな種類があります。例えば、個人の自由な意思や生活、活動を保障するのが自由権です。国会に配慮を求める権利が社会権です。国民主権を原理として、民主主義の根幹を成すのが参政権です。

10. 自由権は、精神の自由、経済活動の自由、身体の自由を保障する権利に分かれています。精神の自由の中には、思想・良心・信教・表現・集会・結社・学問の自由があります。経済活動の自由の中には、職業選択・居住・移転の自由、財産権の保障があります。身体の自由の中には、法定手続きの保障、奴隷的拘束及び苦役からの自由などがあります。

11. 社会権の中には、生存権、教育を受ける権利、勤労の権利などがあります。また、参政権の中には、選挙権・被選挙権、憲法改正の国民投票権、最高裁判所裁判官の国民審査権などがあります。

12. このように、日本国憲法はバランスよくできていて、本当に素晴らしいと思います。ただ、世の中の動きが激し過ぎて、現代的な課題にはなかなか追いつかないという問題も出ています。そこで、これからどうするか、憲法改正をしたほうがよいのか、それとも、今まである条項の解釈を変えて対応したらよいのかなどの議論が起こっています。今後、どのようにしたら国民の幸福を追求することができるのかを、皆様と一緒に考えていきたいと思いますので、よろしくお願い致します。